

**中小企業者等の金融円滑化に向けた貸付条件の変更等  
の取組み状況について**  
<平成22年9月末時点>

金沢信用金庫（理事長 忠田 秀敏）は、昨年12月4日に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」の趣旨を踏まえ、中小企業等の皆様からの借入申込や貸付条件の変更の相談等に対して、これまで以上に、懇切・丁寧・迅速かつ個別の実状に応じた弾力的な対応に努めてまいりました。

今般、貸付条件の変更等の実績を取りまとめましたので、下記のとおり報告いたします。

当金庫では、今後も中小企業の金融円滑化に向けて、役職員一同、全力で取り組んでまいります。

記

(中小企業者である場合)

(単位：件、百万円)

貸付条件変更の 申込み		内、実行に係る 貸付債権		内、謝絶に係る 貸付債権		内、審査中の 貸付債権		内、取下げに係る 貸付債権	
債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額
4,089	58,789	3,763	52,496	70	1,653	206	3,962	50	674

(住宅資金借入者である場合)

(単位：件、百万円)

貸付条件変更の 申込み		内、実行に係る 貸付債権		内、謝絶に係る 貸付債権		内、審査中の 貸付債権		内、取下げに係る 貸付債権	
債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額	債権数	債権額
77	835	55	520	7	112	8	136	7	66

以上

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律

第7条第1項に規定する説明書類

- 第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要
- 第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制の概要
- 第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要
- 第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

第5 法第4条に基づく措置の実施状況(別表1から別表4まで)

(別表1) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

(債務者が中小企業者である場合)

(単位:百万円)

	平成21 年12月 末	平成22 年3月 末	平成22 年6月 末	平成22 年9月 末	平成22 年12月 末	平成23 年3月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	4,849	19,437	41,291	58,789		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	4,339	16,809	35,342	49,635		
うち、実行に係る貸付債権の額	3,460	14,360	32,740	45,679		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	157	658	1,014		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の額	846	2,098	1,738	2,589		
うち、取下げに係る貸付債権の額	32	193	204	351		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	510	2,627	5,949	9,154		
うち、実行に係る貸付債権の額	112	1,713	4,199	6,817		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	59	248	639		
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	31	42	280		
うち、審査中の貸付債権の額	385	774	1,369	1,373		
うち、取下げに係る貸付債権の額	12	79	131	323		

(別表2) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者である場合]

(単位:件)

	平成21 年12月 末	平成22 年3月 末	平成22 年6月 末	平成22 年9月 末	平成22 年12月 末	平成23 年3月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	409	1,450	2,823	4,089		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の数	348	1,201	2,303	3,338		
うち、実行に係る貸付債権の数	282	1,120	2,163	3,184		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	9	15	35		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の数	63	59	108	97		
うち、取下げに係る貸付債権の数	3	13	17	22		
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の数	61	249	520	751		
うち、実行に係る貸付債権の数	17	170	392	579		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	7	20	35		
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	3	5	14		
うち、審査中の貸付債権の数	42	63	91	109		
うち、取下げに係る貸付債権の数	2	9	17	28		

(別表3) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(単位:百万円)

	平成21 年12月 末	平成22 年3月 末	平成22 年6月 末	平成22 年9月 末	平成22 年12月 末	平成23 年3月 末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	196	1,553	2,204	3,430		
うち、実行に係る貸付債権の額	0	609	1,577	2,940		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	125	125	241		
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の額	196	762	445	193		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	56	56	56		

(別表4) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

[債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合]

(単位:件)

	平成21 年12月 末	平成22 年3月 末	平成22 年6月 末	平成22 年9月 末	平成22 年12月 末	平成23 年3月 末
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	11	43	89	115		
うち、実行に係る貸付債権の数	0	29	62	106		
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の数	0	0	0	0		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	3	3	5		
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の数	0	0	0	0		
うち、審査中の貸付債権の数	11	9	22	2		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	2	2	2		

第6 法第5条に基づく措置の実施状況(別表5及び別表6)

(別表5) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:百万円)

	平成21 年12月 末	平成22 年3月 末	平成22 年6月 末	平成22 年9月 末	平成22 年12月 末	平成23 年3月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の額	184	333	488	835		
うち、実行に係る貸付債権の額	22	167	308	520		
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	46	75	112		
うち、審査中の貸付債権の額	161	72	54	136		
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	47	50	66		

(別表6) 貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:件)

	平成21 年12月 末	平成22 年3月 末	平成22 年6月 末	平成22 年9月 末	平成22 年12月 末	平成23 年3月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた 貸付債権の数	16	33	50	77		
うち、実行に係る貸付債権の数	3	20	35	55		
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	2	4	7		
うち、審査中の貸付債権の数	13	8	7	8		
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	3	4	7		